

長期休業短縮にあたって

補充者の任用継続・非常勤講師の時間確保へ！

速報
NO. 6-①

通番 11号
2020. 6. 5

全教職員に回覧または
掲示して下さい。

和教組は、五月の「新型コロナウイルス感染対策のための申入れ」や夏期交渉で、長期休業が短縮されて授業日数が増えた場合には、病休補充者等の任用を継続することや、非常勤講師等の予算措置を行い時間数と賃金を保証するよう、県教委に強く求めてきました。

昨日、教職員課から回答があり、病休等の補充者は、今年度については八月中也任用を継続すること、非常勤講師については授業時間数を増やせるよう予算確保に努めることを明らかにしました。

夏休みの長短に関係なく任用を継続

和教組はこの間、病休や介護休暇の補充者について、一年間を通して任用するよう求め、今年度から冬休み期間中の任用継続を実現させました。しかし、夏休みについては、七月三十一日といったん任用を終了し、二学期の始業式に再度任用することとなっています（事務職員・栄養職員・養護教員は状況に応じて任用を継続）。

今年度は新型コロナウイルスによる臨時休業分の授業日数確保のため、県立校は夏休みを八月八日から一六日までとし、市町村教委も夏休みを減らす方向です。職場からは、「補充者が配置されるのか」「非常勤講師の授業日数が予算上不足するのではないか」など心配の声が寄せられ、和教組は県教委に対策を求めてきました。

その結果、県教委は今年度に限り、病休等の補充者の任用を切らず、しかも授業日だけでなく夏休み中も含めて任用を継続することとしました。市町村によって夏休み期間は様々ですが、夏休みの長短に関わらず任用するということです。

また、この措置に伴って、今後、病休休暇や介護休暇が必要になったときには、夏休み直前であっても補充が入ることとなります。

非常勤講師の授業時数を増やすよう努力

授業日数が増えた分、非常勤講師の授業時数も当初予定よりも増やす必要が生まれます。この増加分について、県教委は補正予算で対応する予定であることを明らかにしました。正式には六月の県議会で補正予算が可決されなければなりません。「学校現場の教職員に安心してもらえるようにしたい」と話しています。

障害児学校の看護師について

障害児学校に配置されている看護師についても、年度当初に年間勤務日数が決められています。しかし、授業日数にともない、その分の勤務日数を増やさなければ、教育が保障できません。

特別支援教育室は和教組に対し、現在、増加日数を調査中であるが、勤務日数が増えたとしても当初の予算で対応できる見込みであると説明しました。

教育条件整備を引き続き求めよう！

和教組は、授業時数の数合わせのために機械的に授業日を増やすことには反対です。子どもの負担、教職員の負担も十分に考慮しながら計画を立てていく必要があります。その上で長期休業を短縮して授業をする場合には、人的措置も含めた教育環境整備が求められます。感染症対策に加え、暑さへの対策など課題はたくさんあります。学校現場の要求を、引き続き県教委に求めていきます。